



保存版

賃金から控除できるもの

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



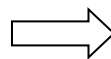
Q&A 過払い賃金の控除は認められる？

給与計算のミスにより賃金を多く支払ってしまった場合、賃金から控除することはできるのでしょうか？

【回答】一定の要件を満たす場合は、不当利得返還請求権により過払い賃金を相殺することは可能ですが、書面により、過払い賃金の清算も含めた賃金控除に関する協定を締結しておけば、法令上の問題もクリアできますので、お勧めします。

賃金から控除できるもの

- ・法令（所得税・社会保険料・雇用保険料）
- ・労使協定（組合費、社宅の家賃等）
- ・過払賃金の調整的相殺
- ・相殺合意
- ・賃金債権の放棄



賃金から控除できる

	労務状況チェック	妥当性
CHECK 1	労使協定はないが、賃金から、所得税や社会保険料を控除している。	○
CHECK 2	労使協定があるので、従業員が負担する社宅の利用料を毎月の賃金から控除している。	△
CHECK 3	賃金の過払いがあったので、従業員に予告した上で、1回の控除額が大きくなるように2、3回に分けて、過払いの翌月以降の賃金から控除して清算した。	○
CHECK 4	従業員の退職時に、当該従業員との合意により、未済の債務を退職金から控除した。	○

CHECK1

原則として、賃金は全額を支払わなければなりません、法令に基づく場合又は労使協定に基づく場合は、控除して支払うことが許されます。

労基法 24 条 1 項により、賃金は、その全額を支払わなければなりません(全額払の原則)。ただし、例外的に、①法令に定めがある場合、又は②事業所の労働者の過半数で組織する労働組合(このような労働組合が存在しない場合には、事業所の労働者の過半数を代表する者)との書面による協定がある場合には、控除が許されます。

法令に基づく控除には、所得税の源泉徴収等(所税 183、地税 321 の 5)、社会保険料(厚年 84、健保 167 等)や雇用保険料(労徴収 32 等)の控除などがあります。

CHECK2

労使協定がある場合でも、私法上、控除が適法となるためには、就業規則等の根拠規定や個々の労働者との合意などの根拠が必要です。

労使協定があれば、賃金からの控除が労基法 24 条違反となることは免れますが、当該控除が私法上適法となるためには、労使協定に加えて就業規則等に控除の根拠となる規定があるか、個々の労働者の同意があることが必要です。例えば、社宅の利用料などは、社宅利用規則に定めを設けるか、社宅利用の申込みの際に、利用条件として毎月の給与から控除することについても同意を取っておくなどの手当を行っておくのがよいでしょう。

CHECK3

労使協定がない場合でも、過払から清算までの期間、方法、金額等からみて調整的相殺といえる範囲であれば、過払分を次期以降の賃金から控除することが可能です。

労使協定が無い場合でも、過払賃金については、清算が、過払のあった時期と賃金の清算調整の実を失わない程度に合理的に接着した時期においてなされ、また、あらかじめ労働者に告知され、またその額が多額にわたらないなど労働者の経済生活の安定を脅かすおそれがない場合には、賃金から控除することが許されると解されています(福島

県教組事件=最判昭 44 12 18 判時 581 3、群馬県教組事件=最判昭 45・10 30 判時 613・89)。通常、過払から2、3か月程度の期間内の清算で、従業員に何月分の賃金から幾ら控除するのかを予告した上で、かつ過払額が大きい場合には複数回に分けて、控除を実施することは許されるでしょう。なお、相殺可能なのは賃金額の4分の1までです。(民 510、民執 152)。

CHECK4

労働者が自由な意思に基づき、相殺に同意した場合(相殺合意)や、賃金債権を放棄した場合には、当該相殺合意や債権放棄に従って、賃金の一部を控除して支払うことが許されます。

退職金も「賃金」として、労基法 24 条 1 項の全額払の原則が適用されますが、賃金債権についても、使用者と労働者との合意による相殺は、当該相殺合意が労働者の自由な意思に基づいてなされたものである場合には、適法と解されています(日新製鋼事霧件=最判平 2・11・26 労判 584・6)。また、労働者による賃金債権の放棄も、当該放棄が労働者の自由な意思に基づいてなされている限り、適法と解されています(シンガー・ソーインク メシン・カムパニー事件=最判昭 48・1 19 判時 695 107)。

実務上は、労働者との相殺合意や労働者による賃金債権の放棄により、賃金の一部を控除する場合には、当該合意や放棄の存在の証拠となる合意書等を作成しておくことが非常に重要です。

なお、客観的にみて、労働者が相殺に同意すること又は賃金債権を放棄することにつき合理的な理由がない場合には、これらが労働者の自由な意思に基づくものとは認められない可能性がありますので注意が必要です。

賃金控除に関する労使協定書(例)

〇〇株式会社(以下「会社」という。)と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第 24 条第 1 項ただし書に基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

(控除の対象)

第 1 条 会社は賃金支払の際、及び賞与支払の際、法令等に定めるもののほか、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

- (1) 社宅家賃
- (2) 互助会会費
- (3) 会社立替金又は社内貸付制度による返済金及び利息
- (4) 団体生命保険・損害保険の保険料
- (5) 会社施設の利用代金
- (6) 財形制度等の積立金
- (7) 従業員持株会拠出金

2 前項の法令等に定めるものとは、次のものをいう。

- (1) 所得税、地方税の源泉徴収分、雇用・社会保険料の本人負担分
- (2) 遅刻、欠勤等に伴う控除
- (3) 前月分の過払い賃金の精算分
- (4) 就業規則第 ▼ 条の減給

(控除の時期)

第 2 条 前条第 1 項の控除は、毎月 ▼ 日の賃金支払の際に行うことを原則とする。ただし、従業員が希望するときは、賞与支払の際に行うことができる。また、前条第 1 項各号について未払金を残したまま従業員が死亡又は退職したときは、退職金支払の際、それぞれ控除することができる。

(協議事項)

第 3 条 本協定に基づく賃金控除の取扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

(有効期間)

第 4 条 本協定の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとし、満了日の 1 か月前までに協定当事者のいずれからも申出がないときは、同一条件をもって 1 年まで更新するものとする。

以上の協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ協定当事者が各々 1 通ずつ所持する。

年 月 日

〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇 印
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印